

2022年7月11日

北海道知事 鈴木直道 様

北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課 御中

## 申 入 書

私たち一同は、世代を超えて命を尊び、未来においても生きとし生けるものの幸せを願う宗教者として、2022年2月25日に貴道と知事へ申し入れをし、そのときに応答をいただいたことにより、あらためて前回申し入れした内容【別紙】に加えてのお願いとして、下記の申入れをいたします。

### 核ゴミの地層処分に反対する宗教者ネットワーク

連絡先：原子力行政を問い合わせる宗教者の会

〒112-0002 東京都文京区小石川-4-14 見樹院内

東京事務所 大河内 秀人 03-3812-3711

〒002-8021 札幌市北区篠路2条6-4-18 浄土寺

北海道幹事 佐々木 光明 011-771-6433

#### ●申入れ団体

原子力行政を問い合わせる宗教者の会

原発体制を問うキリスト者ネットワーク

カトリック札幌教区正義と平和協議会

日本バプテスト連盟公害問題特別委員会

日本基督教団北海教区平和部門委員会

日本友和会

日本福音ルーテル教会北海道特別教区常議員会

日本キリスト教婦人矯風会

「核ゴミいらない！道南宗教者の集い」参加者一同

富坂キリスト教センター

日本キリスト教協議会「平和・核問題委員会」

北海道同朋運動推進委員会

宗教者平和行進・群馬諸宗教の集い、

念佛者9条の会北海道

#### ●申入れ者

佐々木光明（浄土真宗本願寺派／札幌市）

浅野世央（真宗大谷派／新十津川町）

殿平 真（浄土真宗本願寺派／深川市）

江隅 智（真宗大谷派／京極町）

豊田靖史（浄土真宗本願寺派／日高町）

金石晃陽（真宗大谷派／蘭越町昆布）

金石潤導（真宗大谷派／黒松内町）

川村健治（真宗大谷派／蘭越町名駒）

赤松 雅（真宗大谷派／旭川市）

照山大智（真宗大谷派／小樽市）

宮本尊文（真宗大谷派／札幌市）

照山誓子（真宗大谷派／小樽市）

秦 秀円（真宗大谷派／小樽市）  
秦 智秀（真宗大谷派／小樽市）  
石塚智彦（真宗大谷派／小樽市）  
加藤鐵男（カトリック／札幌市）  
中村道生（カトリック／旭川市）  
日笠山吉之（日本福音ルーテル教会／札幌市）  
岡田 薫（日本福音ルーテル教会／帯広市）  
小泉 基（日本福音ルーテル教会／函館市）  
尾閑敏明（日本聖公会／帯広市）  
木村拓己（日本基督教団／美唄市）  
齋藤 開（日本基督教団／旭川市）  
ト部康之（日本基督教団／千歳市）  
須藤 清（日本福音ルーテル函館教会代議員）  
岩崎明子（日本福音ルーテル函館教会副代議員）  
岡村隆行（ゴスペルクワイアMSC代表）  
竹花裕子（キリスト者 保護司）  
大河内秀人（浄土宗／東京都）  
長田浩昭（真宗大谷派／兵庫県）  
岡山 巧（真宗大谷派／福井県）

梅森寛誠（日蓮宗／宮城県）  
小野文徳（日蓮宗／群馬県）  
片岡輝美（日本基督教団／福島県）  
片岡謁也（日本基督教団／福島県）  
泉谷五十鈴（日本基督教団／埼玉県）  
内藤新吾（日本福音ルーテル教会／千葉県）  
金 性済（日本キリスト教協議会／東京都）  
菊地純子（日本キリスト教会／千葉県）  
野中宏樹（日本バプテスト連盟／佐賀県）  
濱野道雄（日本バプテスト連盟／福岡県）  
滝澤 貢（日本基督教団／東京都）  
岡田 仁（日本基督教団／東京都）  
稻 正樹（日本基督教団／埼玉県）  
目黒昭彦（日本基督教団／埼玉県）  
飯田瑞穂（日本基督教団／神奈川県）  
水戸 潔（浜松聖書集会／静岡県）  
武井陽一（浜松聖書集会／静岡県）  
武井めぐみ（浜松聖書集会／静岡県）

### ●賛同団体

原発廃炉金属の再利用を監視する市民の会  
ベクレルフリー北海道  
川村カ子トアイヌ記念館友の会  
サヨナラ原発けいじばん  
シャット泊  
脱原発・自然エネルギーをすすめる苫小牧の会  
あさひかわサケの会  
脱原発をめざす北電株主の会  
脱原発をめざす女たちの会・北海道  
大雪と石狩の自然を守る会

カトリック日本正平協平和のための脱核部会  
チーム今だから  
大雪山マルハナバチ市民ネットワーク  
道民視察団  
泊原発の廃炉をめざす会釧路地域連絡会  
脱・肌感覚 リコールの会  
子供たちに核のない寿都を！町民の会  
黒松内の今と未来の環境を考える会  
12.8 戦禍を語り継ぐ会

### ●賛同者

道房 裕（真宗大谷派／美國町）  
堂下義則（真宗大谷派／喜茂別町）  
高橋 怜（真宗大谷派／小樽市）  
千田素子（泊原発の廃炉をめざす会／札幌市）

井上敦子（サヨナラ原発けいじばん／札幌市）  
マシオン恵美香（ベクレルフリー北海道／釧路市）  
深町ひろみ（地方自治を考える市民の会／札幌市）  
関根 達夫（脱原発をめざす北電株主の会／札幌市）

## 記

(1) 2月25日に道庁の担当課よりいただいた見解では、現在、文献調査の段階であるが、仮に審査が終わり概要調査への申請が上がってきた段階のこととして、「道は条例に基づいて受け入れの意志はない」とのコメントをいただきました。で、あるならば、その先に進めないことを前提にして文献調査をおこなうことは、単なる国民の税金の無駄遣いとなります。今後、同じような無駄なお金が投入されることのないよう、道内の市町村が文献調査の名乗りを上げることを認めない措置なり申し合わせなり行ってくださるようお願ひいたします。

私たちは、北海道に限らず、地震大国日本のどこにも核のゴミの地下埋設に適した場所はないと断言しています。しかし、核抜き条例のある北海道であるにもかかわらず今後も文献調査へ名乗りを上げる自治体が続けば、全国の経済疲弊する自治体に不公平感が拡がり、そこから安易な受け入れが続きかねません。税の公平性と道義的な観点からも、道として責任ある態度をお示しください。

(2) 北海道新聞社が出版した『核のゴミ・考えるヒント』にも取り上げられていますが、橋本大二郎元高知県知事が「地域で議論できる仕組みを」と提言をされています。同内容は全国版の新聞にも、「提案したいのは、国のかたちを決める長期的な問題は、政治家や官僚、専門家だけでなく市民も参加して、合意形成を図るコンセンサス会議の結成です」と記されています（朝日新聞2022年2月16日朝刊「耕論」、他）。ぜひ、「核のゴミに関する道民会議」なるものを設置し、しっかり議論の上で今後のことを考えていくいただけるようお願いいたします。

(3) 上記のことを踏まえていただきながら、私たち宗教者としては、行政が安易な判断で誤った方向に進むことがなく（戦争や公害の問題など、その恐れがあることは歴史が証明しています）、お金よりもいのちを第一とし、北海道庁が「核のゴミ」の地下埋設受け入れに進むことがないよう強くお願ひいたします。

以上、私たち宗派・教派を超える宗教者および各団体や信徒・門徒たちが、何かを一致して意志表明するということは、非常に稀なことです。しかし、いま北海道の一部自治体で起きていることは、決してその自治体だけの問題ではないと考えています。それはまた、周辺自治体だけの問題でも、道だけの問題でもありません。また、私たちは、核抜き条例でも示

された、道が持たれている考えは、非常に崇高なものであると敬意を覚えています。ですので、ぜひとも今後も、その道全体の方針が貫かれていくことを願っています。そして、北海道で今後なされることが、全国への光ともなると期待しています。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上

【別紙】

2022年2月25日

北海道知事 鈴木直道 様

核ゴミの地層処分に反対する宗教者ネットワーク

申し入れ書

原発の高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）を巡り、寿都町と神恵内村で処分地選定の文献調査が実施されていることに、道民のみならず全国の人々が憂慮しています。

私たちは、この問題に対し自らの信仰に基づき、周辺住民のみならず北海道全体、否、この国に生きるすべての人間の生き方の問題として考えることを真剣に願う、宗教、宗派を超えたネットワークです。

高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）の最終処分場の選定手続きを定めた特定放射性廃棄物最終処分法（2000年施行）には、「安全の確保のための規制については、別に法律で定める」（第二十条）とあるだけで、処分場の安全を確保するための規制は存在していません。また事故が起きた場合、原子力損害賠償法（1961年施行）には核のゴミの処分については想定さえもされてはいません。これらの事実は、核のゴミの処分は事故も被害も起きないという、虚構のもとで進められていくことをあらわしています。

そもそも、核のゴミが採掘時のウランレベルに戻るまでに10万年、さらに再処理した場合は100万年という想像すらできない時間軸に、人々は不安を感じざるを得ません。さらには、10万年、100万年先に責任をとれる組織というものは、国家を含め存在はしません。また、いくら国や事業者が“万全”だと言っても、人智を超えた現象や人為的ミスは現実に起こり得るもので、そして原子力事故は誰も責任が取れないということは、東京電力福島第一原子力発電所の事故でも明らかになりました。このような、遠い将来にまで影響を及ぼす問題を、今を生きているものだけの意思で決定させようとするることは、未来に生きる人々

への無責任さのあらわれであると同時にすべてのいのちに対する冒とくであると考えます。

その意味においては、2000 年に施行の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例（核抜き条例）」にある、「私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有」すという文言に、私たちは共感するものです。

（次ページに続く）

また、最終処分場選定を巡り、寿都町と神恵内村で文献調査への動きが表面化した一昨年（2020 年）8 月以降、道内 30 の市町村議会が、道の核抜き条例と同様の条例や意見書・決議を可決されている事実は、この問題を今ある寿都町と神恵内村だけで決定させてはならないという、道民の意思が表明されているものもあり、特定の地域だけの問題ではないという、人々の共通した認識です。

特定放射性廃棄物最終処分法には、文献調査から次のプロセスである概要調査にすすむ際、「概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重しなければならない。」とあります。各種報道によれば、貴職は概要調査にすすむことに対しては、道の核抜き条例に基づいて慎重姿勢でおられるとお聞きしております。

私たちは貴職のその姿勢に敬意を表明し、その姿を最後まで貫かれることを要望するものです。

また、国内では現状すでに高レベル廃棄物が存在し、どこかが引き受けざるを得ないという声もあります。しかし地震大国であり、4 つのプレートの接点でいまだに次々と活断層が見つかる日本において、地層処分自体がそもそも不適切で、多くの専門家が主張するように、地上で管理することが妥当であり、それは実際に核燃料を使用した事業者が責任を取るべきことと考えます。

つきましては、先住民族アイヌの人々が『アイヌモシリ』北海道に深い畏敬の念をもってこられたように、宗教者として、「核といのちは共存できない」との信念を表明し、地層処分場の建設を道内に認めないと貴職に申し入れます。

最後に、ウラン採掘に関わり、様々な放射能による障害を目の当たりにしてきたアメリカ先住民・ホピ族が日本を訪れたときの言葉を貴職と共有したいと思います。

「この大自然は、未来の子孫からの預りものである。」

以上